

リース手法を活用した先端設備等導入促進補償制度推進事業交付要綱、実施要領及び『補助金等の交付により造成した基金等に関する基準』等に基づく公表

令和4年9月末現在

1. 基金の概要

基金(事業)の名称	先端設備等導入促進補償制度推進基金 (リース手法を活用した先端設備等導入促進補償制度推進事業)
法人名	一般社団法人低炭素投資促進機構
基金額(国庫補助金相当額)	4,999百万円(4,999百万円)
基金事業の目的	企業の財務に負担をかけないリース手法の活用を促すスキームを用意することで、市場や需要の拡大ペースを見極めることが難しい先端設備への大胆な投資を促進するため。
基金事業の概要 (見直し対象となる融資等業務(※1)を行っている場合は、その概要)	リース手法を活用した先端設備等導入促進補償制度とは、民間事業者がリース手法を活用して先端設備を導入しようとする場合、リース会社と基金設置法人が「先端設備等導入支援契約」を締結することで、リース期間終了後の当該物件の売却に係る損失を軽減するもの。
基金事業を終了する時期	【新規申請受付の終了時期】平成28年3月31日 【基金事業の終了予定時期】全ての検収が終了しておらず、リース契約期間も未定なため、終了時期は確定していない。
次回の見直し時期	—
基金事業の目標	—

2. 見直し結果

項目	講ずる措置
実施した見直しの概要 (平成18年8月15日閣議決定、平成20年12月24日行政改革推進本部決定における措置内容等(※2))	「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準(平成18年8月15日閣議決定)」等に基づく経済産業省による指導監督に加え、一昨年の「秋のレビュー」のとりまとめを踏まえた再点検を実施し、基金規模の妥当性や基金事業での実施の妥当性等について昨年度検討を行い、新規申請受付終了時期を1年間延長した。
目標達成の評価	1年間延長し、平成27年度末(平成28年3月末日)に目標額を達成した。
基金の保有割合	0.67
基金の保有割合の算出	<p>【算出根拠】</p> <p>■計算式 保有割合(0.67)=①4,700百万円÷(②6,871百万円+③118百万円-④0百万円-⑤5百万円)</p> <p>■各項の内容 ①令和3年度末基金残高②最大損失補てん見込額③管理費見込額 ④運用収入見込額⑤補償料残高</p> <p>【算出根拠に用いた事業見込の考え方】</p> <p>■計算式 ②損失補填見込額(6,871百万円)=(A)137,420百万円×(B)5% ③管理費見込額(118百万円)=(C)118百万円 ⑤補償料残高(5百万円)=未検収の物件取得予定価額65,605百万円×5%×0.14% =4,592,357円</p> <p>■各項の内容 (A)令和3年度末リース物件取得価格 (B)補償金支払上限額 (C)今年度以降の基金設置法人管理費</p> <p>■事業見込に用いた指標の積算根拠 (A)当初の取得価額200,000百万円からリースアップ分及び未締結分等を差し引いた金額 (B)リース期間終了時にリース物件を売却した際の損失を1/2をリース物件の購入価格の5%を上限に補填する制度であり、リース物件の取得価格5%が最大補填割合 (C)令和4年度～令和15年度の基金設置法人管理費見込額</p>
使用見込みの低い基金等の取扱いの検討結果	使用見込みの低い基金等の該当の有無
	無
その他	

3. 運用方法

科目	当該運用資産を選択している理由	金額(単位:百万円)
預貯金	資金の安全性と流動性が確保されるため。	4,696
短期・長期信託		
有価証券		
国債		
政保債、地方債		
その他社債等		

4. 執行状況

(単位:百万円)

		令和3年度	令和4年度見込み	
収入	国費	運用収入	-	
		補償料収入	0	
	国費以外	出資等	-	
		運用収入	-	
		その他	-	
	前年度繰り越し		4,710	4,700
	(マイナス)返納額		0	0
	合計(a)		4,710	4,704
支等(事業費)	支払補償金	0	825	
	管理費(※3)	10	14	
	合計(b)	10	839	
基金残高(a-b)		4,700	3,865	
出資残高		-	-	
貸付残高		-	-	
債務保証残高		-	-	

<交付額等>

	25年度	26年度	27年度
契約件数	11	238	336
契約金額(百万円)	1,400	63,865	134,735

※1「見直し対象となる融資等業務」とは、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(平成18年法律第47号)第14条第3号に該当する融資等業務をいう。

※2「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準」(平成18年8月15日閣議決定)、「補助金等の交付により造成した基金の見直しについて」(平成20年12月24日 行政改革推進本部)

※3支出先は当法人及び事務局